

# 新座市子どもの放課後居場所づくり事業実施要綱

(平成24年4月25日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後等に学校施設を活用し、こどもたちの安全で安心な活動拠点（次条において「居場所」という。）を設け、地域住民の参画を得て、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流等の取組を実施することにより、こどもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、埼玉県放課後子ども教室推進事業等実施要綱に基づき、子どもの放課後居場所づくり事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 居場所は、教育委員会が指定する小学校（以下「実施校」という。）に設置し、実施校の教室、図書室、体育館、校庭等を使用するものとする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる者は、原則として、実施校に在学中の児童であって教育委員会に事前登録をしたものとする。

(活動内容)

第4条 事業を実施するときは、年間計画、月間計画等地域や学校施設の特性をいかしたプログラム（以下「活動プログラム」という。）を作成し、これに基づき活動するものとする。

2 活動プログラムにおいては、学習活動と体験活動等の時間をバランスよく配置し、学力の向上や多様な体験機会の充実に努めるものとする。

(実施日及び実施時間)

第5条 事業の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日に当たるときは、事業は実施しない。

(1) 学校給食のある日

(2) 夏季休業日（学校閉庁日のある週を除く）

2 事業の実施時間は、原則として、前項第1号に掲げる日については、授業終了後から午後5時まで、前項第2号に掲げる日については、午前8時45分から午後4時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、実行委員会（第13条に規定する実行委員会をいう。）は、児童の安全性に関するような特別の事情があるときその他学校や地域の実情に応じて必要があると認めるときは、教育委員会及び学校等と調整

の上、実施日及び実施時間を変更することができる。

(スタッフ及び職務)

第6条 事業を実施するときは、実施校に次に掲げるスタッフを置く。

(1) コーディネーター

(2) 教育活動推進員

(3) 教育活動サポーター

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてボランティアを置くことができる。

3 コーディネーターは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 事業の総合的な調整

(2) 学校、関係機関等との連絡調整

(3) 活動プログラムの作成

(4) 人員の配置

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し必要な事項

4 教育活動推進員は、実施校の実情に応じた適当数を配置し、次に掲げる事項を所掌する。

(1) コーディネーターの補佐

(2) こどもたちの安全管理

(3) こどもたちの学習支援

(4) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し必要な事項

5 教育活動サポーターは、実施校の実状に応じた適当数を配置し、次に掲げる事項を所掌する。

(1) こどもたちの安全管理

(2) プログラムの実施のサポート

(3) 前号に掲げるもののほか、事業の実施に関し必要な事項

(委嘱)

第7条 スタッフは、青少年の健全育成に熱意のある者のうちから教育長が委嘱する。

(身分)

第8条 コーディネーターは、会計年度任用職員とする。ただし、委託の場合は、これに準ずる身分とする。

2 教育活動推進員は、コーディネーター経験のある有償ボランティアとする。

3 教育活動サポーターは、有償のボランティアとする。ただし、委託の場合は、これに限らない。

(服務)

第9条 スタッフは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(費用負担)

第10条 児童が加入する傷害等保険料を含む登録料及び特別な教材や行事に係る実費については、参加する児童の保護者が負担するものとする。

(運営委員会)

第11条 事業を安全かつ円滑に運営するため、新座市子どもの放課後居場所づくり事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、事業の運営方針を決定するものとする。

(実行委員会)

第12条 事業を安全かつ円滑に実施するため、各実施校に新座市子どもの放課後居場所づくり事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

2 実行委員会は、運営委員会の決定する運営方針に従い、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流等の取組を実施するものとする。

(事務局)

第13条 事業の事務局は、教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則 (平成25年4月19日決裁)

この要綱は、決裁のあった日から実施する。ただし、第14条の改正規定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月23日決裁)

この要綱は、決裁のあった日から実施する。ただし、第5条の改正規定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年3月17日決裁)

この要綱は、決裁のあった日から実施する。ただし、第5条の改正規定は、平成29年4月8日から実施する。

附 則 (平成30年3月8日決裁)

この要綱は、決裁のあった日から実施する。ただし、第5条の改正規定は、平成30年4月8日から実施する。

附 則 (平成31年3月1日決裁)

この要綱は、決裁のあった日から実施する。ただし、第5条の改正規定は、平成31年4月8日から実施する。

附 則 （令和2年3月11日決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。ただし、第5条の改正規定は、令和2年4月8日から実施する。

附 則 （令和2年11月25日決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。ただし、第10条の改正規定は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 （令和6年3月29日決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。ただし、第5条の改正規定は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 （令和8年3月31日決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。ただし、第5条の改正規定は、令和8年4月1日から実施する。